

R6.12月変更点

①認定書の有効期限変更

変更前	認定書の有効期限を30日間とする。
変更後	保証協会への申込期限を30日間とする。

②売上高要件（イ）の申請書の種類減少

変更前	兼業者の様式が、「指定業種と非指定業種を兼業しており、主業種が指定事業である場合」と「指定事業と非指定事業を兼業している場合」の2種類。 例) イー１：単一事業者、または全ての事業が指定業種に属する場合 イー２：兼業者であり、主たる事業が指定業種に属する場合 イー３：兼業者であり、１以上の事業が指定業種に属する場合
変更後	すべて指定業種もしくは兼業者の２種類となり、兼業者の細分化なし。 例) イー１：指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 イー２：指定業種と非指定業種を営んでいる場合 ※売上高要件（イ）に限らず、５号認定すべての要件の兼業者の細分化終了。

③創業者等の認定基準の売上高の比較対象月の変更

変更前	最近１か月の売上高等を最近１カ月を含む最近３か月間の平均売上高等と比較。
変更後	最近１か月の売上高をその直前の３か月の月平均売上高と比較（該当月を含めない）。

④前年以前比較が可能な減少率

変更前	様式は前年同期比較と異なるが、減少率に違いはなし。
変更後	基本的に前年同期比較。「天災その他やむを得ない事情により前年同期の指定事業（全体）にかかる月平均売上高（月平均売上高営業利益率）が当該事情の生じた事業年度またはその直前における指定事業（全体）に係る月平均売上高（月平均営業利益率）に比して著しく低い場合にあっては、前年前の同期の指定事業（全体）に係る月平均売上高（月平均営業利益率）に比して５％（利益率要件は20％）減少」している場合に前年前同期比較が可能。また、「著しく低い場合」は20％以上の減少を指す。この状態に該当した場合、実質コロナ前比較が可能。

⑤５号認定の要件追加

変更前	売上高要件（イ）、原油高要件（ロ）の２種類。
変更後	売上高要件（イ）、原油高要件（ロ）、利益率要件（ハ）の３種類。 利益率要件（ハ） 為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合の適用が想定。単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加は対象外。 以下、告示内容。 指定事業を行う中小企業者であって、次のいずれにも該当すること。 ①最近のいずれか連続した３か月（以下対象期間）の指定事業に係る売上高が対象期間の当該中小企業者全体の売上高の５％以上であること。 ②対象期間の指定事業に係る月平均売上高営業利益率が前年同期の指定事業に係る月平均売上高営業利益率（天災その他やむを得ない事情により前年同期の指定事業に係る月平均売上高営業利益率が当該事情の生じた事業年度またはその直前の事業年度における指定事業に係る売上高営業利益率に比して著しく低い場合にあっては、前年前の同期の指定事業に係る月平均売上高営業利益率）に比して２０％以上減少していること。 ③対象期間の当該中小企業者全体の月平均売上高営業利益率が前年同期の当該中小企業者全体の月平均売上高営業利益率（天災その他やむを得ない事情により前年同期の当該中小企業者全体の月平均売上高営業利益率が当該事情の生じた事業年度またはその直前の事業年度の確定した決算における当該中小企業者全体の売上高営業利益率に比して著しく低い場合にあっては、前年前の同期の当該中小企業者全体の月平均売上高営業利益率）に比して２０％以上減少していること。